

施 工 条 件 の 明 示

事務所名：手賀沼下水道事務所

工事名：手賀沼流域下水道放流渠川裏ゲート遠隔操作化工事

路線名：手賀沼流域下水道放流渠

工事箇所：我孫子市相島新田外

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・ 監督職員と密に連絡を取り、工程において遅延のないよう努めること。
用 地 関 係	・ 現場事務所の設置、資機材置場等については、監督職員と協議し指定された場所とすること。なお、工事完了後は原形復旧すること。
公 害 対 策 関 係	・ 各種公害対策関係法規に従うこと。
環 境 対 策 関 係	・ 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用し、付近の住民に配慮するとともにトラブルにならないように努めること。 ・ 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
安 全 対 策 関 係	・ 労働安全衛生法等の安全法規に則り、本工事の現場に必要な安全対策を行うこと。 ・ 安全施設は、開口による転落防止等を考慮し現場条件に応じて設置すること。 ・ 有毒ガス及び酸素欠乏等の恐れがある場合は、人体に影響を及ぼす恐れがあるので、発生の抑制、換気設備等を設置し災害の防止に努めること。 ・ ゲリラ豪雨等、急な天候の変化も念頭に安全対策を講じること。
工事用道路関係	・ 当処理場内道路は、時速20キロメートル以下で走行すること。 ・ 川裏ゲートで作業する際は、敷地内に駐車し、門扉を閉めて作業を行うこと。
仮 設 備 関 係	・ 仮設については、仮設計画書等を必要に応じて提出すること。
建設副産物関係	・ 特記仕様書のとおり。
工事支障物件等	・ 当処理場及び川裏ゲートは稼働中であるので、支障を与えないよう注意を払い施工すること。万一、運転停止等が必要な場合は、事前に水 ingAM・メタウォーターサービス・特産・西原特定委託業務共同企業体（以下「メンテナンス業者」という。）と協議すること。
排水工（濁水処理を含む）関係	・ 特になし。
そ の 他	・ 毎月開催される「手賀沼終末処理場連絡協議会」に参加し、処理場内の他工事との調整を図ること。 ・ 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、および年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)とする。ただし、必要な場合は、別途協議とする。 ・ 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後 5 時から午前 8 時までとする。ただし、必要な場合は、別途協議とする。 ・ 配置技術者は、工場製作のみが行われている期間は専任を要しない。 ・ その他、疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。